

2021年4月
第4版

新型コロナウイルス感染症
COVID-19 対応ガイドライン（抜粋）

横浜美術大学
2020年8月

第1章 ガイドラインの目的等

(1) 目的

本ガイドラインの目的は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の学内への侵入・拡大を防止し、学生・教職員及びその家族並びに大学訪問者を感染から守るとともに、感染症が発生した場合においても学修機会の継続提供を図るものとする。

(2) 位置づけ

危機管理の一方針として、感染症に対し、大学としてどのように備え、対処するか定める。

(中略)

第4章 対応策

(1) 三密を避ける

咳エチケットや手指衛生等に加え、3つの密（密閉・密集・密接）を避ける。身体的距離は、文科省「学校再開ガイドライン」を参考に“ソーシャルディスタンス”をとることが望ましい。

(2) 予防対策

個人	<ul style="list-style-type: none">○ 大勢、人の集まる場所への外出は極力控える。○ 外出時は、マスク着用する。○ 外出後や食事前は必ず石鹸等を用いた手・指洗い、うがいを徹底する。○ 石鹸や水道設備が身近にない場合は、アルコール消毒液を使用する。○ 常に体調管理に配慮する（毎朝、検温を行う（記録含む）、十分な睡眠・栄養バランスの摂れた食事の摂取など）。○ 国内外を問わず、移動は国、自治体の方針に従う。
大学	<ul style="list-style-type: none">○ 教職員に対し、上記個人の予防対策を周知・徹底する。○ 建物入口、講義室・工房等、事務室等に消毒液の設置を行う。○ ドアノブ、共用する什器類（机・椅子・PC・その他機材）を定期的に消毒する。○ ドアや窓の開放を行い、室内の換気を頻繁に行う。○ 多くの人が集まるイベント等は、延期や中止を検討する。○ 体調不良者の状況をモニタリングするよう各管理者に指示する。

気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、換気や学生等の間に十分な距離を保つなどの配慮をした上で、マスクを外すよう対応する。

(3) 感染の疑いのある者の取り扱い

本人や同居の家族等に発熱等風邪の症状がみられる場合は登校を控える。授業中に体調不良となった学生を確認した場合は、保健室等と連携を取りながら速やかに帰宅させる。その際は、該当者の行動を記録するとともに、接触部位を消毒する。

(4) 感染者が出た場合

① 学生・教職員が感染者または感染疑惑がある場合

ア. 感染者または感染疑惑がある場合は、医療機関から本人（あるいは保護者）へ診断結果とともに、医療機関から保健所にも届け出が提出される。感染の疑いがあり検査を受ける、あるいは感染が判明した場合は、直ちに大学の窓口へ報告する。

【大学の窓口】

○学生・教員等：所属研究室担当教員

○事務職員等：総務課長又は学務課長

イ. 当該学生に対し、学校保健安全法第 19 条に基づき治癒するまでの間、登校停止の措置をとる。登校停止期間は学生からの届出により公欠扱いとするが、体調良好の場合は遠隔方式等での受講を可能とする(その場合は、出席扱いにして構わない)。教職員の場合は、休暇の取得や在宅勤務等により、治癒するまでの間、出勤させない扱いとする。

ウ. 陽性者と判明した場合は、文部科学省への事例報告を遅滞なく行う。

エ. 感染が判明した学生及び教職員が差別・偏見・誹謗中傷等の対象にならないよう十分配慮する。また、情報は必要最小限の範囲での共有に留める。

② 濃厚接触者と判断された学生・教職員

同居の家族等が感染(陽性)し、保健所の調査により濃厚接触者と特定された学生・教職員は大学に報告し、保健所の指示に従う。保健所の指示により、登校・出勤できない期間は上記イと同様の対応とする。感染した方と接触した後、14 日間は不要不急の外出は控え、健康状態に注意を払い(健康観察)、保健所の許可を得た上で、登校・出勤を可能とする。

③ 大学で感染者が発生した場合

学生や教職員の感染が判明した場合は、保健所と連携し、当該感染者が活動した範囲や接触したと思われる物品の消毒等を行う。

(5) 主たる対応手順

① 発熱等の症状

確認事項	氏名、連絡先、発症した時期
伝達事項	検温の継続、症状がなくなるまで自宅待機
学内連絡	所属研究室又は事務局
学外連絡	主治医、保健所等に相談
学内対応 <small>(危機管理委員会など)</small>	なし

② 学生又は教職員の感染が判明

確認事項	氏名、連絡先、居住地、発症日、検査実施日、陽性判明日、医療機関名、治療状況、最終登校・出勤日、発症前2週間程度の他人の接触状況等
伝達事項	治癒するまで登校・出勤停止、治癒後に「陰性証明書」の交付を受けた上で、登校・出勤日までに大学へ報告
学内連絡	所属研究室又は事務局を通じて、学長及び危機管理委員会へ報告
学外連絡	文部科学省私学行政課
学内対応 <small>(危機管理委員会など)</small>	ア. 保健所の調査に基づき学内感染の規模、濃厚接触者範囲特定等により休校措置等を検討 イ. 上記アの検討結果を文部科学省に報告 ウ. 保健所の指導による消毒対応

③ 学内における相談窓口

相談窓口	事務局 総務課・学務課 soudan-covid19@yokohama-art.ac.jp
------	---

④ 感染者発生時における報告先／連絡者

文部科学省（高等教育局私学行政課）	総務課長
保健所（青葉福祉保健センター）	保健室、学務課長
産業医・学校医（長津田厚生総合病院）	保健室、学務課長

上記(3)～(5)に係るフローチャートは別添のとおり。「COVID-19 感染が疑われる場合の対応フローチャート」

(6) 配慮を要する方への対応

基礎疾患等により重篤化のリスクの高い学生・教職員及び家族等の同居人に同様のリスクがある場合等については以下の通り対応する。

ア. 学生

- 授業形態に関わらず、基礎疾患等憂慮される事項がある学生は、「学生生活に関する申告・支援申請書」及び証明書を必ず提出。
- 対面（登校）授業を主とする場合であっても、基礎疾患等憂慮される事由がある場合は、学生からの事前申出内容に基づき、大学として可能な配慮を行う。具体的な対応は各授業担当研究室で検討の上、授業担当研究室より学生へ通知する。なお、授業（課題）によっては代替課題での対応等、対面（登校）授業と同じ内容を提供することが難しい場合がある。

イ. 授業担当教員（非常勤講師の場合）

○所属研究室へ事前届出の上、対応を検討する。具体的な対応は各授業担当研究室で検討の上、授業担当研究室より教員へ通知する。また、授業期間途中で勤務形態を変更する場合は、「勤務形態変更届」を提出する。

ウ. その他教職員（助手・副手含む）

○所属長（研究室主任・課長等）へ事前届出の上、対応を検討する。

【参考】

厚生労働省 感染症情報／感染症対応

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/index.html

文部科学省

その他 > その他災害等関連情報 > 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について > 大学・大学院・高専に関する情報

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00016.html

第5章 教育活動上の留意点

上記第4章対応策の(2)予防対策「大学」に基づく対応を行う。